

トラック事業における

共同点呼について

国土交通省においては、トラック事業における輸送の安全の確保及び経営環境の改善のため、共同点呼（受委託点呼）制度を導入します。

トラック事業の共同化は、これまでも様々な取組が見られました。経営環境の更なる改善のため、中小事業者を中心にニーズの強い共同点呼の導入を進めます。

これまでの共同化の例

共同輸配送



軽油等の共同購入



共同点呼



共同点呼のイメージ

屋はしっかり自社の運行管理者が点呼。夜や早朝は近くの事業者に点呼を委託。これでどの時間の運行が依頼されても点呼ができる。



契約に従ってしっかり点呼させていただきます。



1

自社の点呼より緊張するな。携行品はきちんと持ったかな。



他社から任せられた点呼だ！しっかりやるぞ。

2

3

4

輸送の安全と経営の効率化の両立

毎日健康を管理して、違反をしないように気をつけなきゃ！



それは結構だ。



夜間点呼のための人員確保は厳しかったけれど、Gマークを取って、共同点呼を始めて本当によかった。



業界の発展のため、ともにがんばりましょう！



※共同点呼の導入のためには、受託者・委託者とも、全国適正化実施機関（全日本トラック協会）による安全性優良事業所（Gマーク）の認定が必要です。

点呼の重要性

トラック運送は、国の隅々まで物資を運ぶことから、国民生活や産業活動を支える「国の血液」とも言われる重要な産業です。

この重要な産業においても「輸送の安全」が第一であることは言うまでもありません。トラック運送業務は、その性格上、事業者や運行管理者の目の届かないところで行われることから、ドライバーと顔を合わせる時間も限られています。この限られた時間を最大限活用して、安全運行に必要な確認・指示やアドバイスをを行う場が「点呼」です。

「点呼」は「安全運行の最後の砦」。トラック事業における運行管理の中で最も重要な業務であり、これを確実に実施しなければ、「輸送の安全」が確保できません。

Gマークとは

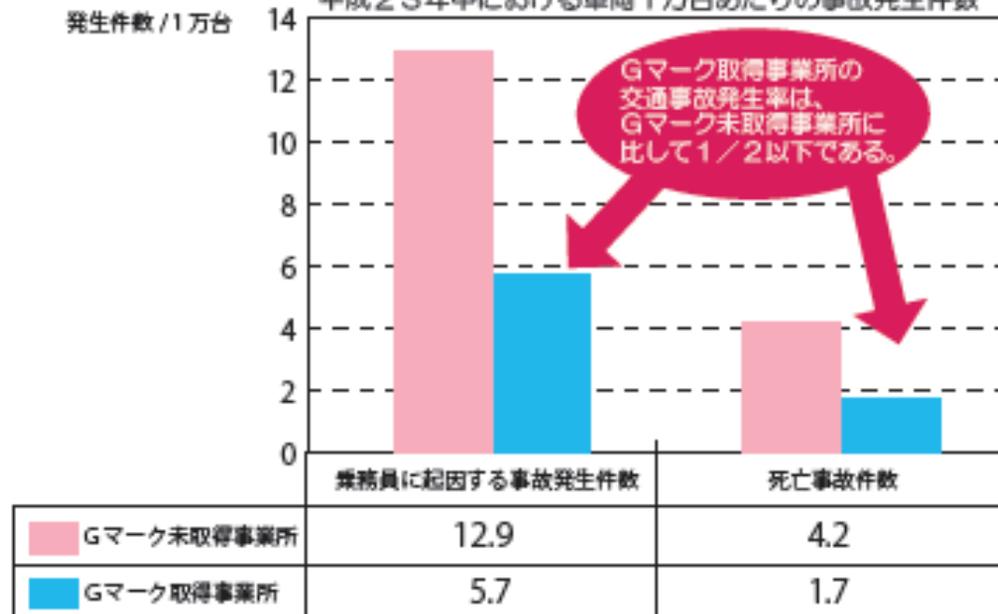
利用者が安全性の高い事業者を選びやすくするなどの観点から、輸送の安全に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度です。

国土交通大臣が指定した全国適正化実施機関が38の評価項目を設定し、同機関内に設けられた安全性評価委員会に諮り認定されています。



Gマーク事業所の安全性

平成23年中における車両1万台あたりの事故発生件数



※「業務員に起因する事故」とは、事故原因が「運転不良」と「健康状態」に該当する事故をいう。

出典：国土交通省自動車局貨物課

Gマークについて、詳しくは下記アドレスまで

<http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html>

点呼の励行啓発対策について

実施期間

平成25年夏から開始、平成25年度中を目処に集中的に推進

点呼啓発の推進ツール

関係機関が連携して総合的に対策を推進を実施
(今後、さらにツールの充実を検討)

国土交通省

- 点呼の励行に係るパンフレットの作成
- 運輸局・運輸支局における啓発
- 認定機関との連携による運行管理者講習における啓発

等

全日本トラック協会 (全国適正化実施機関)

- 協会HP・機関誌・ラジオによる広報
- 巡回指導時における指導

等

日本路線トラック連盟

- 安全共同パトロール事業における運転者への啓発

等

【共同点呼の可能性の検討についてーパブリックコメントの概要ー】

平成 25 年 5 月
自動車局
安全政策課
貨物課
整備課

貨物自動車運送事業における点呼業務の管理の受委託の許可基準等について

1. 背景

有識者等で構成される「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」に設置された「最低車両台数・適正運賃收受ワーキンググループ」報告書において、

中小零細事業者が多いトラック業界においては、(中略)事業の規模や経営の強みを拡大することが有効である。例えば、共同輸配送や輸送施設の共同利用、協同組合や協業組合の活用等や経営改善に資する事業などへのインセンティブを検討する必要がある。

との方向性が示されている。

点呼業務は、輸送の安全確保の観点から非常に重要な業務であるところ、特に中小零細事業者においては、深夜・早朝の時間帯における点呼業務のため運行管理者等を確保することが大きな負担となっていることから、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所について、対面点呼に係る管理の受委託を認めようとするものである。

2. 概要

(1) 受委託の対象業務

対面による乗務前点呼及び乗務後点呼（アルコール検知器有効保持及び活用を含む。）

(2) 委託の要件

ア 委託者

委託者は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者。

許可は営業所単位とし、委託営業所は、安全性優良事業所（Gマーク営業所）。

イ 実施時間

1 営業日のうち連続する 16 時間以内。

ウ 契約の範囲

契約は営業所単位とし、一つの営業所が複数の営業所に委託してはならない。

※ なお、一つの営業所が、複数の営業所から委託を受けることは可能。

エ 実施場所

(7) 受委託点呼の実施場所は、受託営業所の施設内（車庫を含む）。

- (4) 受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫との距離が5 km以内。
- オ 対象運行
下記以外の運行。
- (7) 危険物、火薬類、高圧ガス、核原料物質、放射性同位元素又は毒物若しくは劇物を積載する運行
- (4) 特別な許可（特殊車両通行許可、制限外積載許可等）が必要となる運行

(3) 受託者の要件

受託者は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者。
受託営業所は、安全性優良事業所（Gマーク営業所）。

(4) 受委託点呼の実施者等

- ア 受委託点呼の資格者
受託点呼実施者は、受託事業者選任に係る受託営業所の運行管理者又は補助者。
- イ 受託点呼実施者数
受託営業所の事業用自動車数に、委託営業所（委託営業所が複数ある場合は全ての委託営業所）の受委託点呼に対象となる事業用自動車数を加算した数を30で除して得た数（1未満の端数は切り捨て）に1を加算して得た数以上の員数を確保。
- ウ 受託点呼実施者の名簿等の提出
受託営業所は委託営業所に対し、あらかじめ次の書類を提出。変更があった場合、遅滞なく提出。
 - (7) 受託点呼実施者の名簿
 - (4) 受託点呼実施者（運行管理者）に係る運行管理者選任届出書の写し
 - (ウ) 受託点呼実施者（補助者）に係る運行管理者資格者証の写し又は基礎講習の修了証明書の写し

(5) 委託営業所及び受委託点呼を受ける運転者の義務等

- ア 受委託点呼の開始時
委託営業所は受託営業所に対し、あらかじめ次の書類を提出。変更があった場合、遅滞なく提出。
 - (7) 受委託点呼を受ける運転者に係る名簿、運転者台帳の写し、直近の健康診断結果・病歴・服用薬が分かる書類
 - (4) 受委託点呼の対象となる事業用自動車の定期点検整備記録簿の写し
 - (ウ) 委託営業所の緊急連絡体制表
- イ 受委託点呼日の一定期間前の日
委託営業所は受託営業所に対し、受委託点呼日の一定期間前に、各受委託点呼日に点呼を受ける予定の運転者の名簿を提出。変更があった場合、遅滞なく連絡。
- ウ 乗務前点呼時
 - (7) 委託営業所は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、当該日の運行計画について電話等により指示。
 - (4) 受委託点呼を受ける運転者は、受託点呼実施者に次の書類等を提示。

- a 直近1週間の勤務状況が分かる書類
 - b 点呼当日の運行計画に係る書類
 - c 運転免許証
 - d 乗務に係る事業用自動車の自動車検査証
 - e 乗務に係る事業用自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書
- (ウ) 受委託点呼を受ける運転者は、受託点呼実施者に対し、乗務に係る事業用自動車の日常点検結果及び委託営業所の整備管理者の運行の可否の決定結果を報告。
- エ 乗務後点呼時
受委託点呼を受ける運転者は、受託点呼実施者に対し、乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況等の報告を行うとともに、乗務等の記録を作成し確認を受ける。
- (6) 委託営業所及び受託営業所の連携**
- ア 受託点呼実施者は、乗務前の受委託点呼の結果、運行を認めるべきではないと判断した場合は、速やかに委託営業所に連絡。
- イ 受託点呼実施者は、乗務前の受委託点呼における提示書類等又は報告において、法令違反を発見した場合は、点呼を中止し速やかに委託営業所に連絡。
- ウ ア又はイの場合で、委託営業所が運行をさせようとするときは、委託営業所の運行管理者が点呼を行った上で運行の可否を判断。
- エ 受託点呼実施者は、乗務後の受委託点呼において、乗務等の記録等により、法令違反を発見した場合は、速やかに委託営業所に連絡。
- オ 受託営業所は、全ての受託点呼実施者が病気で不在等により、受委託点呼ができなくなった場合は、直ちに委託営業所に連絡。
- (7) 受委託点呼の実施記録**
- ア 受託営業所における記録
受託営業所において点呼の実施記録を作成。速やかに、当該記録の写しを委託営業所に提出。記録は受託営業所において1年間保存。
- イ 委託営業所における記録
受託営業所から提出された点呼の実施記録の写しは、委託営業所において1年間保存。
- (8) 留意事項**
- ア 運行管理規程への明記
受委託点呼の処理方法を、双方において運行管理規程に明記。
- イ 個人情報の厳正な取扱い
委託営業所及び受託営業所は、受委託点呼を受ける運転者に係る個人情報について厳正に取り扱う。
- ウ 委託営業所の運行管理者による点呼の確保等
委託営業所の運行管理者による点呼は、受委託点呼の回数を含んだ当該委託営業所の総点呼回数の3分の1以上となるよう措置。
- エ 受委託点呼を受ける運転者への教育・指導・監督の実施

長期間受委託点呼のみで、委託営業所の運行管理者と対面しない運転者には、十分な教育、指導監督を実施。

オ 緊急時の対応

災害及び気象に関する警報の発令、運行経路における大規模な通行止め規制があった場合、受託点呼実施者は委託営業所に連絡。

カ 受託営業所に対する定期的な調査・管理

委託営業所は、受委託点呼に関し受託営業所を定期的に調査・管理。

(9) 責任

ア 行政上の責任

受委託点呼の実施違反等に対する行政処分は、個別具体的な事例に応じ、受託営業所、委託営業所又は双方の営業所を対象。

(7) 受託営業所が行政処分の対象となる事例

受託点呼実施者が正当な理由なく受委託点呼を実施しなかった場合、アルコール検知器を常時有効に保持していなかった場合、点呼の実施記録に係る記載事項不備など。

(4) 委託営業所が行政処分の対象となる事例

受委託点呼を受けるべき運転者が、受委託点呼を受けずに運行した場合、委託営業所が通達で定められた書類を提出しないなど。

なお、受託営業所の責任となる場合でも、受託営業所において違反が一定期間行われていたときには、委託営業所の調査・管理が不適切であるとして、許可条件違反とする余地あり。

イ 交通事故発生時の対応

受委託点呼を受けた運転者が交通事故を起こした場合、当該交通事故への対応は委託営業所が行う。

(10) 受委託点呼の終了

ア 受委託点呼終了の要件

契約の終了、契約の解除又は双方の事業者の合意のほか、次に該当するとき。

(7) 委託営業所の定期的な調査により、受託営業所が受委託点呼を適切に行っていないことが判明したとき。

(4) いずれかの営業所が、Gマーク営業所の認定を失効又は取り消されたとき。

(ウ) いずれかの営業所が、許可の取消し又は事業停止処分を受けたとき。

イ 国による取消し

地方運輸局長は、アのいずれかに該当する場合で、双方の事業者が契約を終わらせない場合又は許可申請内容若しくは許可条件に違反した場合は、当該許可を取り消すことができる。

(11) 管理の報酬

当事者間において合意した適正な報酬であること。

(12) 許可申請等

ア 開始申請

(7) 委託事業者及び受託事業者は、受委託点呼を行う2ヶ月前までに、管轄地方運輸局（管轄運輸支局経由。以下同じ。）に対し、申請書に次の書類を添付し申請。

- ・ 管理の委託受託契約書の写し

- ・ 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類

その他、地方運輸局は、安全性優良事業所認定証の写し、受委託点呼実施場所と委託営業所車庫との距離が分かる資料、受委託点呼の対象となる事業用自動車の数が分かる資料など最小限の資料の提示等を求めることができる。

(1) 許可申請に対する標準処理期間は2ヶ月間。

イ 変更届出

委託事業者及び受託事業者は、次の事項について変更が生じた場合は、15日以内に、管轄地方運輸局に対し、変更届出書により届出。

- ・ 委託事業者・営業所又は受託事業者・営業所の氏名、名称又は所在地
- ・ 添付書類の内容

ウ 終了届出

委託事業者及び受託事業者は、受委託点呼を終了したきは、15日以内に、管轄地方運輸局に対し、終了届出書により届出。

(13) 許可条件

ア (10)アの各事項に該当することとなった場合は、速やかに終了届出書を管轄運輸支局に提出。

イ 委託者は、受託者が委託に係る業務を適切に行っているか、定期的に調査・管理。

ウ 受託者又は委託者が当該許可に係る業務に関し、申請内容及び許可に付した条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある。

(14) 許可期間

3年間。

(15) グループ企業間における点呼の取扱い

Gマークのインセンティブである「グループ企業間における点呼」を実施している営業所にあつては、可能な限り受委託点呼に移行。

3. 今後のスケジュール（予定）

制定 平成25年 7月

施行 平成25年10月